

「国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進」の構成のイメージ (案)

重点検討項目①：「グリーン経済」を念頭に置いた国際協力等

途上国における持続可能な社会の実現のためには、「グリーン経済」への移行が促進されるような取組を進めることが重要である。そのためには、我が国がこれまで培ってきた公害対策、循環型社会形成のための 3 R、温室効果ガスの排出削減、並びに生物多様性の保全と持続可能な利用等の技術・取組を、途上国のニーズ・状況に適合させた上で、制度及びその運用技術をパッケージとして、知的財産権の保護を前提に展開することが有効である。

このような観点から、以下の a)、b) の項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) より環境への負荷が少ない成長の実現のための、公害対策や温室効果ガス排出削減や 3 R 推進に資する技術の移転及び循環産業の振興の支援
- b) 環境的に持続可能な都市（E S C : Environmentally Sustainable City）等の都市づくり、生物多様性の保全に配慮した経済活動の推進等に向けた支援

(1) 環境基本計画における施策の基本的方向

途上国における持続可能な社会の実現のためには、「グリーン経済」への移行が促進されるような取組を進めることが有効である。

グリーン経済の推進のためには、公害対策に係る取組に加え、温室効果ガスの排出削減、化石燃料などの枯渇性天然資源の有効利用、生物多様性の保全と持続可能な利用等の要素を開発政策にもたせることが必要である。

我が国としては、持続可能な社会の実現に向けて自らが率先してグリーン経済への移行のための取組を進めるとともに、各国の社会経済の発展レベルを十分に踏まえながら、それぞれの国がグリーン経済へ移行していくことができるような支援を行う。

(2) 現状と取組状況

環境分野の国際協力は、政府のみならず地方公共団体、民間企業、NPO等の様々な主体の協働により成果が期待できるものであるため、国は様々なステークホルダーが有する情報を発信・共有できる体制を構築していくことが必要である。

また、民間の協議等により定められる国際標準や国際基準について、我が国の基準が反映されるよう支援することが必要である。

さらに、地球観測の継続的な推進と国際的な観測連携・データ共有、学際的なデータ利用等の支援・協力や、各国の環境情報についてデータや施策・技術

情報等のデータベース化と情報の共有を進めていくことも必要である。

地球環境保全に資する国際環境協力を、実効性と途上国の能力向上に配慮しつつ積極的に取り組んでいく。

このような観点の下に、以下のような取組を行っており、これらに関連する現状は以下のとおりである。

a) より環境への負荷が少ない成長の実現のための、公害対策や温室効果ガス排出削減や3R推進に資する技術の移転及び循環産業の振興の支援

現状

我が国における環境産業の輸出額（推計）は、平成16年以降、地球温暖化対策を中心に大幅に増加し、平成21年にやや減少したものの、平成22年から再び増加に転じている（図表1）。

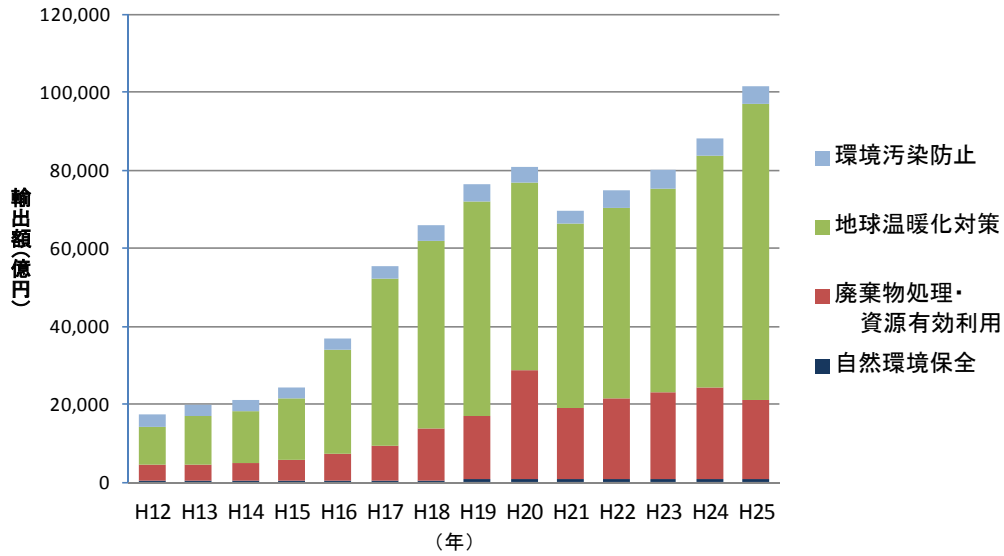
また、環境保全に係る国際協力の取組として、政府開発援助（ODA）の環境分野における援助実績をみると、我が国は、平成25年に242百万ドル（世界第4位）の援助を行うなど、経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）^{※1}の中で、世界有数の援助国となっている。（図表2）

さらに、国際的な技術協力の取組として、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）と独立行政法人国際協力機構（JICA）が共同で、平成20年度から「地域規模課題対応国際科学技術協力プログラム」（SATREPS）を実施している。これは、地球規模の課題解決と将来的な社会実装に向けて、我が国と開発途上国の研究者が共同で研究を行う研究プログラムであり、平成27年度まで^{※2}で、43か国で99プロジェクトを採択している（終了プロジェクトを含む。）。そのうち、環境・エネルギー分野は、平成25年度に、ネパール、ブラジル、タイ、インドネシアで4プロジェクト、平成26年度に、セルビア、インドネシア、ベトナムで3プロジェクトを採択した。（図表3）

※1 開発援助委員会（DAC）は、28か国及び欧州連合（EU）の合計29メンバーで構成されている。

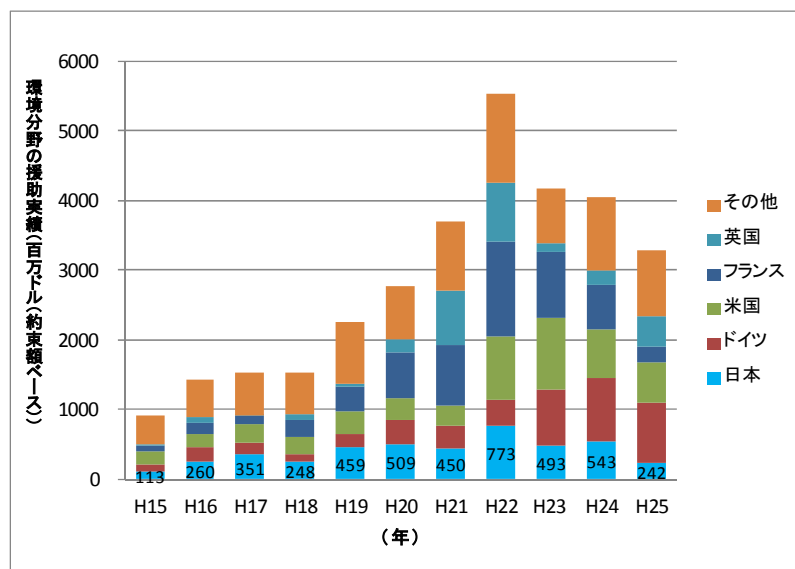
※2 平成27年度の研究課題件数は、平成27年3月に採択済みである。

図表 1. 環境産業の輸出額の推移（推計）



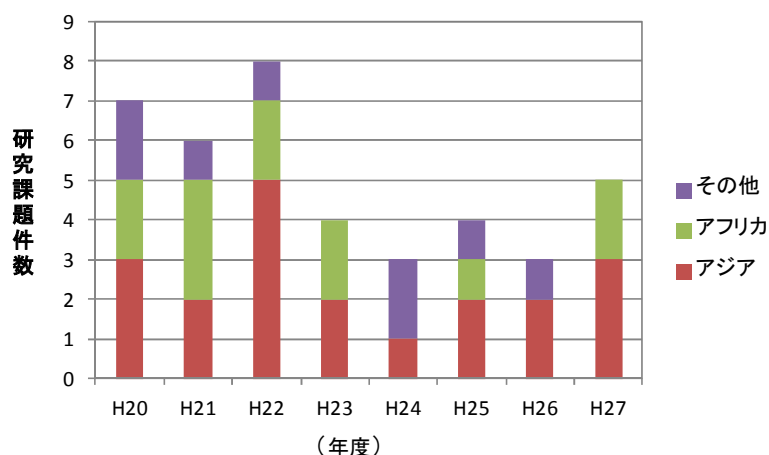
出典) 環境省「環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書」から作成

図表 2. DAC 諸国におけるODA（環境分野）実績



出典) OECD DAC ウェブサイト (http://stats.oecd.org/Index.aspx?datasetcode=CR_S1) から作成

図表3. 「地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）」の環境・エネルギー分野の研究課題件数



注 平成27年度の研究課題件数は、平成27年3月に採択済みである。

出典) 国立研究開発法人科学技術振興機構ウェブサイト「SATREPS」から作成

取組状況

<国際的な枠組みづくりに関する取組>

【クリーンアジア・イニシアチブ（CAI）の推進】（環境省）

本施策は、環境と共生しつつ経済発展を図るアジアモデルの持続可能な社会の構築を目指すため、アジア諸国の「低炭素社会・低公害型社会の実現、循環型社会の実現、自然共生社会の実現」を目標として、統合的な取組を推進するものである。

平成25・26年度は、以下の事業を実施した。

- 上述の目標の実現に資する技術協力事業等を環境省内で部局横断的・有機的に推進すべく、各取組状況の情報収集・共有のための省内連絡会議を開催した。また、アジア諸国及び国内の地方自治体・民間企業等に向けて、ニュースレターの発行等の広報活動を行った。
- 「日本－東南アジア諸国連合統合基金」（JAIF）^{*}を活用して、東南アジア諸国連合（ASEAN）地域内の自治体が自らリーダーシップをとってESCを目指したアイデアを企画・提案・達成するための施策を行う「ASEAN ESCモデル都市プログラム」を実施することにより、ASEAN等の東アジア各国におけるESCを目指した取組の支援を行った。また、平成22年3月より東アジア各国の中央政府、地方自治体、国際機関、民間企業等が一堂に会する「ESCハイレベルセミナー」を毎年主催している。平成26年3月にインドネシアで開催した第5回ESCハイレベルセミナーには約180名が参加、平成27年2月にマレーシアで開催した第6回ESCハイレベルセミナーには約250名が参加し、アジア各国や都市の取組状況について、活発な意見交換が行われたところである。これらにより、知見・優良事例等の

共有・横展開や課題に関する議論を重ね、東アジアにおけるE S Cを推進した。

- 「東アジア首脳会議環境大臣会合」(E A S環境大臣会合)、「東南アジア諸国連合及び日中韓環境大臣会合」(A S E A N + 3環境大臣会合)及び「日・A S E A N環境協力対話」等において、前述のE S Cの取組を紹介し協力を呼びかけるとともに、二国間オフセット・クレジット制度(J C M)を活用した支援策等の我が国の取組を紹介することで、アジア地域における環境分野での協力及び連携強化に貢献した。

今後は、環境省関係部署間での有機的な連携を一層推進するとともに、ポスト 2015 年開発アジェンダなどの新たな課題に対応するための協力についても検討する。また、E S Cの取組支援については、A S E A N等とのこれまでの連携を通じ、引き続き実施していく。

※ A S E A N統合に向けての支援及び日本とA S E A Nの協力を促進するために設立された基金。

【循環型社会形成に向けた国際的枠組みづくりへの貢献等】(外務省)

本施策は、循環型社会形成のための国際的な枠組みづくりの貢献、「国連環境計画国際環境技術センター」(U N E P / I E T C)による廃棄物管理分野での活動の支援、政府開発援助(O D A)を通じた循環型社会形成に向けた途上国支援を行うものである。

平成 25・26 年度は、廃棄物の最小限化、廃棄物の環境上適正な管理、廃棄物輸出に際しての事前通報等を主な内容とする「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」(バーゼル条約)の締約国として、「バーゼル条約第 11 回締約国会議」(平成 25 年 5 月)、「第 9 回公開作業部会」(平成 26 年 10 月)、「アジア太平洋地域会合」(平成 27 年 3 月)に出席し、廃棄物の環境上適正な管理のためのガイドライン策定等の国際的枠組み作りの議論に積極的に貢献した。また、U N E P / I E T Cの活動に継続的に拠出するとともに、ゴミ収集システムの改善、住民意識向上等を通じた廃棄物管理の改善、循環型社会の形成のため、途上国に対するO D Aを実施している。

今後は、引き続き、国際社会における循環型社会形成に向けた議論に積極的に貢献していくとともに、U N E P / I E T Cへの支援等を通じて、環境上適正な我が国の環境技術移転や途上国支援を行う。

<国際協力に関する取組>

【地球環境観測体制の強化】(環境省)

本施策は、平成 29 年度(2017 年度)の打ち上げを目標として、「いぶき」(G O S A T)後継機を宇宙航空研究開発機構(J A X A)、国立環境研究所と協力して開発し、並行して地上及び航空機観測によるデータを用い

た検証・補完体制強化を実施するものである。具体的には、宇宙からの温室効果ガスの多点観測データの提供による気候変動の予測の精緻化や、大都市・大規模排出源単位のCO₂吸収排出量の推計等による地球環境観測を推進する。これにより、平成32年（2020年）以降の次期枠組みを含む気候変動対策へ貢献するなど、我が国の国際社会における役割を継続的に果たすとともに、途上国を含む全球の排出量を把握し、低炭素社会開発に向けた対策推進のための情報提供を行う。

平成25年度は、「いぶき」後継機の試作試験を、一部の部品について実施した。平成26年度は、それらを踏まえ、「いぶき」後継機の一部について基本設計を行い、試作機の製作を開始した。また、「いぶき」による世界の大都市上空の人為起源CO₂濃度の推定結果を公表した。平成27年度は、平成26年度に実施した開発の成果や、「いぶき」による観測・解析結果から得られた課題を踏まえ、引き続き「いぶき」後継機の開発を行うとともに、地上設備の開発に着手する。

今後は、「いぶき」後継機の平成29年度の打上げを目指し、引き続き開発を進めるとともに、温室効果ガス排出量（インベントリ）の監視ツールとしての活用手法を検討する。

【気候変動分野における途上国支援】（外務省）

本施策は、気候変動分野において、途上国の気候変動分野への適応に係る取組の支援を実施するものである。具体的には、我が国は、平成25年（2013年）11月の「国連気候変動枠組条約第19回締約国会議」（COP19）において、平成25年（2013年）から平成27年（2015年）までの3年間に、途上国に対して官民合わせ1兆6千億円（約160億ドル）の支援を表明した。また、平成26年（2014年）9月の「国連気候サミット」において、今後3年間で14,000人の人材育成を約束するとともに、途上国の気候変動への対処能力の向上を包括的に支援する「適応イニシアチブ」の立ち上げを発表した。さらに、平成26年（2014年）11月に拠出表明を行った、途上国による気候変動対策を支援するために設立された緑の気候基金（GCF）への拠出を通じて、途上国の気候変動対策を着実に進めていく。

COP19で表明した支援の約束を一年半余り（平成26年6月末時点：ドルベース）で達成したほか、我が国の適応支援をまとめた適応イニシアチブ事例集を作成し、COP20で各国に配布した。また、平成27年（2015年）5月にGCFへの拠出を可能にするための法律が成立したことを受け、GCFとの間で拠出に関する取り決めを取り交わした。これにより、GCFが途上国支援を開始するために必要な条件が充足されたことから、途上国支援の準備が開始された。

今後、途上国のニーズに合わせた支援を着実に実施する。

【気候変動に対応した循環型食料生産等の確立のためのプロジェクト】（農林水産省）（資料1-1のP22の再掲）

本施策は、農林水産物の収量・品質の安定化、農林水産業由来の温室効果ガスの削減、国際連携による途上国の温暖化対策の支援を目標に、気候変動と極端現象の影響評価、温暖化の進行に適応する技術の開発、温暖化の進行を緩和する技術の開発、国際連携による気候変動対策の技術開発を行うものである。

平成25年度は、31研究グループに委託し、農林水産分野における気候変動や極端現象に係る影響評価、畜産や水産分野における適応技術の開発、途上国での気候変動対策への取組を始める等の拡充を行った。平成26年度は、24研究グループに委託し、農林水産業における気候変動対策技術の開発を進めた。平成27年度からは、温暖化適応技術の開発に重点を置いた課題に取り組む予定である。なお、本施策は平成22年度から実施しており、平成31年度に終了予定である。

今後は、平成27年度に「農林水産省気候変動適応計画」を策定予定であることも踏まえ、適応技術の開発に重点を置いた課題に新たに取り組む。

【国際研究開発・実証プロジェクト】（経済産業省）

本施策は、我が国の環境技術をアジアに展開し、各国の実情に合わせた実証事業を行うものである。具体的には、以下の通りである。

○ 現地ニーズに合致したリサイクル技術・システムの実証事業

本施策は、我が国企業が有する環境分野等の高い技術力について、アジアを始めとする潜在市場を有する国に展開するため、我が国企業、大学等によるコンソーシアムを形成し、相手国現地において研究開発・実証を行うものである。プロジェクト実施に当たっては、海外での実証事業に豊富な経験を有する、「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」（NEDO）の技術的な専門能力を活用し、NEDOを実施主体として、相手国の政府・政府関係機関と、両国の役割分担、現地での許認可の取得支援等を事前に明確化する。

平成25年度は、平成24年度からの継続案件1件のほか、新たに1件の実証事業を実施した。平成26年度は、平成24・25年度からの継続案件をそれぞれ1件実施した。平成27年度は、平成24・25年度からの継続案件をそれぞれ1件実施する予定である。本施策は、平成23年度から実施しており、委託先企業においては、現地企業との合弁の進展等により、事業化に向けた進捗が見られ、現地ニーズに応じ、環境にも配慮した適正なりサイクルシステムの構築が期待される。

今後は、横展開等により、更なる日本企業の市場獲得と3Rの推進を図るべく、実証事業後の事業化に向けたフォローアップを強化する。

○ 公害防止分野での実証事業

本施策は、我が国が有する環境分野等の技術をインフラ・システム輸出につなげる「前段階」として、相手国現地において、産業技術の研究開発・実証を行うものである。プロジェクト実施に当たっては、海外での実証事業に豊富な経験を有するN E D Oの技術的な専門能力を活用し、N E D Oを実施主体として、相手国との了解覚書等の調整を行う。

平成 23 年度から、近年の急激な下水処理場整備に伴い発生した未処理汚泥の投棄により、地下水への悪影響が生じている中国広東省において、公害防止分野として、下水汚泥の乾燥処理技術に係る研究開発・実証事業を 1 件実施している。平成 24・25 年度は、日中間をめぐる状況により事業が中断していたが、平成 26 年度には、N E D O と国家発展改革委員会との間で了解覚書を締結し事業を再開した。また、平成 26 年度には、金属廃液及び汚泥の投棄の際に高コストな処理費用が必要となっているマレーシアにおいて、金属汚泥の有用金属回収技術に係る研究・実証事業を 1 件採択した。平成 27 年度には、N E D O とマレーシアの公的機関との間で了解覚書が締結される見込みである。

今後は、中国では、平成 27 年 5 月中に実証を行うための現場工事の着工を予定しており、同年 9 月頃から試運転及び性能確認運転、同年 10 月頃から実証運転を開始する。また、マレーシアでは、了解覚書が締結され次第委託契約を締結し事業を開始する予定であり、平成 27 年 9 月頃までに設備の詳細設計、同年 11 月頃までに設備製作を行い、その後、実証試験及び運転指導を行う。

【我が国循環産業・3 R の戦略的国際展開育成事業】（環境省）

本施策は、廃棄物適正処理に係る二国間協力と我が国企業を有機的に結びつけることにより、途上国で問題となりつつある廃棄物に関する問題の改善と環境負荷低減を図るとともに、我が国の循環産業の国際展開を積極的に支援するものである。また、各国の 3 R 関連の事業形成や政策立案の促進のため、政府機関、国際援助機関、民間セクター等が参加する「アジア太平洋 3 R 推進フォーラム」*を開催するとともに、国連地域開発センター（U N C R D）に拠出を行うものである。具体的には、以下の施策を行っている。

○ 我が国循環産業海外展開事業化促進業務

我が国の循環産業の海外事業展開や国際資源循環形成の実現を支援するため、具体的な事業計画を対象とした実現可能性調査（F S）を平成 25 年度に 10 件（新規 7 件、継続 3 件）、平成 26 年度に 17 件（新規 16 件、継続 1 件）実施した。この結果、合弁契約を締結したもの 2 件、二国間または都市間で了解覚書（M o U : Memorandum of Understanding）を締結したもの 2 件、企業間で M o U を締結したもの

1件、他の事業に発展したものの2件等の成果があった。平成27年度は、F Sを15件（全て新規）実施している。また、我が国の廃棄物処理・リサイクル政策及びその現状についての理解促進を目的として、各国の主要な現地関係者を我が国に招へいし、研修を実施しており、平成26年度は12か国から45名を招へいした。

○ アジア諸国における3Rの戦略的実施支援事業

平成20年（2008年）の東アジア首脳会議環境大臣会合において、我が国が設立を提唱した「アジア3R推進フォーラム」は、アジアにおける3Rの推進に向けて、幅広い関係者の協力の基盤となるものである。このフォーラムは、平成26年2月までに5回開催され、ハイレベルによる政策対話、国際機関等との連携による3Rプロジェクト実施の促進等を進めていくことが合意されている。フォーラム第5回会合（平成26年2月）では、「スラバヤ3R宣言」が採択され、3Rの優先的実施のための具体的な事業形成や政策立案に向けて一定の進展が見られている。また、平成27年8月にはモルディブ共和国マレで「第6回アジア太平洋3R推進フォーラム」の開催が予定されている。

今後は、これまでの事業成果を取りまとめ、課題抽出と支援策の改善を行った上で、平成26年度以降の3年間を事業拡充期として、案件の熟度に応じ、より戦略的に支援を実施していく。また、引き続き3R関連の事業形成や政策立案を促進していく。

※ 第5回会合から、以前の「アジア3R推進フォーラム」から現在の「アジア太平洋3R推進フォーラム」へ名称変更した。

【リサイクルビジネス展開可能性調査費】（経済産業省）

本施策は、近年のアジア各国での経済成長に伴う廃棄物発生量の増加や資源価格の高騰に伴う再生資源需要の増加によるリサイクルに関する法制度や産業インフラの整備需要の高まりを踏まえ、我が国企業によるアジア等の新興国でのリサイクルビジネス展開の促進を目的として、「事業実施可能性調査」（F S）を実施するものである。

平成25年度は、平成24年度からの継続案件3件のほか、新たに3件のF Sを実施した。平成26年度は、平成25年度からの継続案件1件のほか、新たに3件のF Sを実施した。平成27年度は、数件のF Sを実施する予定である。本施策は、平成23年度から実施しており、事業化につながった案件も複数あるが、支援案件の多くは、F S後に現地パートナー企業等との協議を継続している状況である。

今後は、F Sを継続しつつ、法整備、廃棄物回収、リサイクルの仕組み作り等の課題への対応として、相手国に対するリサイクル制度構築支援等を進める。

【アジア水環境パートナーシップ（WEPA）】（環境省）

本施策は、アジアの深刻な水環境問題の改善を図るため、平成15年（2003年）に京都で開催された第3回世界水フォーラムにおいて提唱されたものである。WEPAは、アジアの13のパートナー国（カンボジア、中国、インドネシア、日本、韓国、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ネパール、フィリピン、スリランカ、タイ、ベトナム）の協力の下、人的ネットワークの構築や情報の収集・共有等を通じて、各国における行政担当者の能力向上、水環境管理体制の強化を目指す取組である。

第Ⅰ期（平成16～20年）では、ネットワーク構築とデータベースの整備を行った。第Ⅱ期（平成21～25年）では、第Ⅰ期で明らかになった課題を受けて設定した共通課題「生活排水処理」及び「気候変動と水環境」に関するワークショップを開催するとともに、各国の水環境管理の分析等を通じ、各国において必要な課題である、法的枠組みや遵守の強化、インベントリ情報の把握、生活排水処理率の向上等の分析を行った。また、各国の水環境管理に関する制度の枠組み、「生活排水処理」及び「気候変動と水環境」に関するこれまでの議論や調査結果、パートナー国の水環境の現状の情報等を取りまとめた「WEPA水環境管理アウトLOOK 2012」を発行した。第Ⅲ期（平成26～30年）では、引き続き情報共有の取組を継続するとともに、一部の対象国においてアクションプログラムを作成し、それに基づいた水環境管理の改善の取組を支援していく。

今後は、WEPA第Ⅲ期の活動を通じて、各国の水環境管理の改善に向けて取り組んでいくとともに、各種セミナー等の場を通じてWEPAの活動で得られた情報等を対外的に発信していく。

【アジア水環境改善モデル事業】（環境省）

本施策は、我が国水関連企業の有する優れた水処理技術の海外展開を促進・支援するため、公募で選定した民間事業者による分散型排水処理技術や産業排水処理技術等を用いた「事業実施可能性調査」（FS）等を支援し、具体的なビジネスモデルを構築するとともに、ビジネス展開に当たっての効果的支援策を検討することを目的として実施しているものである。また、環境規制の整備・執行・改善も含めた相手国政府への働きかけ等による、現地のビジネス環境の改善、高い技術を有するものの情報や人材面等の理由で海外展開を躊躇する国内の中小企業等に対する現地の環境規制やプロジェクトに関する情報の提供、現地企業とのマッチングの機会提供等のビジネス展開に当たっての更なる効果的な支援策を検討するものである。

平成25年度は、平成24年度に行ったモデル事業のうち3件（インドネシアでの浄化槽整備、ベトナムでの有機性産業排水の処理、中国農村地域における面源汚染の浄化）の現地実証試験を実施するとともに、新たに2件（ソロモン諸島での環境配慮型トイレの普及、ベトナムでの染色産業排水

の処理)のモデル事業を選定し、F Sを支援した。平成26年度は、平成25年度に行ったモデル事業のうち3件(ベトナムでの有機性産業排水の処理及び染色産業排水の処理、ソロモン諸島での環境配慮型トイレの普及)の現地実証試験を実施するとともに、新たに3件(ベトナムでの水産加工工場排水の処理、マレーシアでの浄化槽の整備、インドでの工業団地における再生水システムの構築)のモデル事業を選定し、F Sを支援した。平成27年度は、これまでにF Sを実施した4件(ソロモン諸島での環境配慮型トイレの普及、ベトナムでの水産加工工場排水の処理及び染色産業排水の処理、マレーシアでの浄化槽の整備)について、引き続き現地実証試験を実施するほか、公募により新規案件を選定し、F Sを支援する。

今後は、事例の更なる蓄積を進めるとともに、当該事業に取り組む企業や技術、ビジネスモデルの強み・弱み、成功要因・失敗要因等を分析し、今後のビジネス展開の参考となるような情報を広く関連事業者に共有していく。

【日中水環境協力事業】(環境省)

本施策は、平成23年4月に日中両国の環境大臣間で締結された「農村地域等におけるアンモニア性窒素等総量削減協力に関する覚書」等に基づき、日中両国がアンモニア性窒素等の水質汚濁物質総量削減分野に係る政策・技術交流を強化し、分散型排水処理技術導入モデル事業等の実施及び当該技術の中国国内での普及促進により、中国国内における水環境改善を図るものである。

平成25年度は、山東省威海市における分散型排水処理モデル施設の水質浄化効果把握のためのモニタリングを実施した。また、平成24年度に設計を行った四川省徳陽市のモデル施設の建設を行い、モニタリングを実施した。さらに、現地調査を通じて浙江省嘉興市において、モデル施設の設計を行った。平成26年度は、山東省威海市、四川省徳陽市のモニタリングを引き続き実施するとともに、平成25年度に設計を行った浙江省嘉興市のモデル施設の建設及びモニタリングを実施し、平成27年3月には、これらのモデル施設を中国に引渡した。また、同日に両国局長級で締結した「畜産汚染物質の排出総量削減の協力に関する意向書」に基づき、平成27年度は、畜産排水分野に関する共同研究やセミナーを実施する。

今後は、本事業で整備した排水処理技術の普及状況や維持管理状況等について調査・分析を行い、中国国内に導入可能な排水処理技術の検証を行うとともに、我が国の水関連企業の中国国内でのビジネス展開も視野に入れつつ、更なる協力の可能性について検討する。

【下水道分野の水ビジネス国際展開】(国土交通省)

本施策は、世界の水環境問題の解決、下水道分野における我が国企業の海外展開促進を目的として、我が国下水道事業の経験と技術を活かした案

件形成支援や、下水道システムの戦略的な国際標準化等を推進するものである。

平成 25 年度は、ベトナム、インドネシア、マレーシア、サウジアラビア等との間で下水道分野における政府間協議及び官民共同セミナーを実施したほか、サウジアラビア、カンボジアを対象に本邦研修を実施し、我が国の下水道技術に関する理解の醸成を図った。平成 26 年度は、ベトナム、インドネシア、マレーシアの重点対象国を中心に政府間協議及びセミナーを実施するとともに、ベトナム、インドネシアを対象に本邦研修を実施し、下水道事業実施能力の強化を図った。また、国際標準化作業への関与については、I S Oの水の再利用の標準化を議論する「T C 282」（我が国が幹事国を務めている）の取組を始め、汚泥の処理・処分、雨水管理等の水分野の国際標準化プロセスへの積極的・主導的な参画を通じ、我が国の技術が適正に評価されるような国際標準の策定を推進している。

今後も引き続き、ベトナム、インドネシア等の重点対象国を中心に政府間協議及びセミナーを実施予定である。本施策は、平成 21 年度から実施しており、平成 25 年 9 月には、インドネシア公共事業省と社会資本整備分野に係る協力覚書を締結し、平成 26 年 3 月には、ベトナム建設省と下水道分野に関する技術協力の覚書を 3 年間更新するなど、東南アジア諸国の政府機関との関係構築が着実に進展していることに伴い、政府間協議やセミナーの開催数が増加している。また、国際標準化についても引き続き、議論に積極的・主導的に参画し、我が国の技術が適正に評価されるような国際標準策定作業に取り組む。

b)環境的に持続可能な都市（E S C : Environmentally Sustainable City）等の都市づくり、生物多様性の保全に配慮した経済活動の推進等に向けた支援

現状

我が国では、世界的に進む都市化を見据え、持続可能な経済社会システムを実現する都市・地域づくりを目指す「環境未来都市」に、現在 11 都市・地域を選定している。各都市・地域では、国際フォーラムや国際会議を開催するなど、国際的なネットワーク拡大に取り組んでいる。（図表 4）

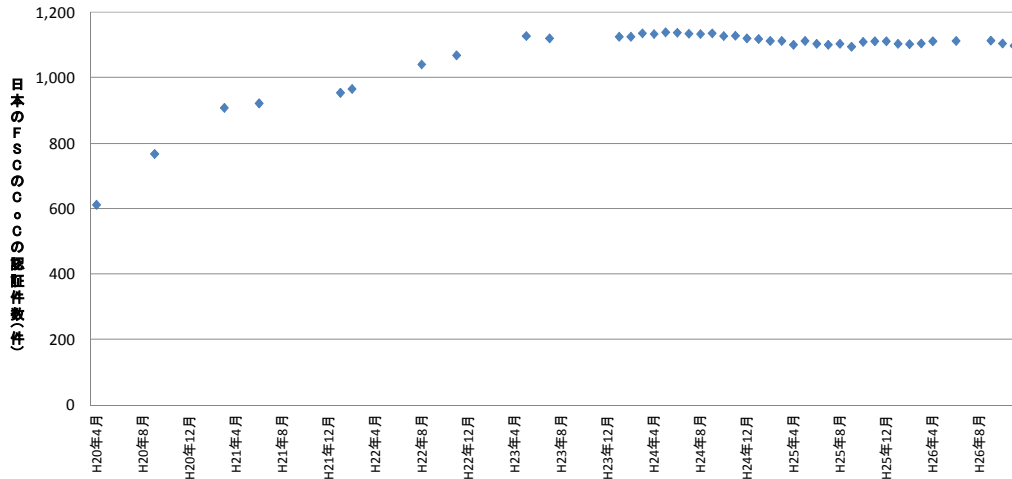
また、持続可能性に配慮した木材についての消費者の選択的な購買を通じて、持続可能な森林経営を支援する民間主体の取組として、独立した第三者機関が環境・経済・社会の側面から一定の基準を基に適切な森林経営が行われている森林や経営組織等を認証し、その森林から生産され木材・木材製品にラベルを付けて流通させる森林認証制度がある。その中で、認証された森林からの木材・木材製品について、製造、加工、流通の各段階において、非認証のものと区別して取り扱っていることを認証する C o C（Chain of Custody）認証がある。C o C 認証は、世界共通の 1 つの規格に基づき審査認証する F S C（Forest Stewardship Council）と、各国で定められた国・地域別の森林認証制度の相互承認を行う P E F C（Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes）の 2 つの制度が国際的に普及しており、いずれも平成 23 年頃まで増加傾向にあり、その後は横ばいの状況が続いている。（図表 5、図表 6）

図表 4．選定された環境未来都市



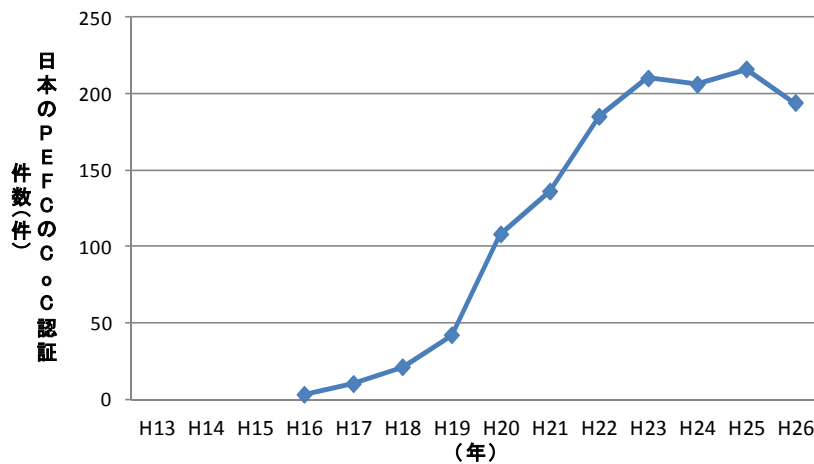
出典）内閣府地方創生推進室 ウェブサイト「環境モデル都市・環境未来都市」

図表 5. 我が国における F S C の C o C 認証件数



出典) F S C ウェブサイト「Facts&Figures」から作成

図表 6. 我が国における P E F C の C o C 認証件数



出典) P E F C 事務局資料から作成

取組状況

<持続可能な都市づくりに関する取組>

【「環境未来都市」構想の推進及び世界への拡大】(内閣官房、内閣府、外務省)

本施策は、厳選された戦略的都市・地域である「環境未来都市」において、様々な取組を集中的に実施すること等を通じて、温室効果ガスの排出削減等に向け、世界に類のない成功事例を創出し、これを国内外に普及展開することにより、国際課題解決力の強化を図るものである。

平成 25 年 10 月及び平成 26 年 12 月に、持続可能な都市モデルの実現と普及展開を図るため、「環境未来都市」構想推進国際フォーラムを開催し、多くのアジア諸国の政府・自治体の高官が参加した。平成 25 年 10 月の同

フォーラムの際には、外務省、国際連合工業開発機関（UNIDO）、経済協力開発機構（OECD）、北九州市の共催により、途上国をはじめとした世界各国の今後の都市づくりに貢献するため、「都市づくりの将来に関する国際会議」も開催した。また、平成 27 年 2 月には、マレーシアのジョホールバル市において、「環境未来都市」構想推進国際フォーラム in マレーシアとして、初めて国外で開催した。これらのフォーラムの場においては、国内での事例紹介に加え、海外の先進的な取組事例の共有、意見交換を行うことで、国際的なネットワークをより強固なものとした。国際フォーラムについては、「環境未来都市」の選定以降、計 5 回（国内 4 回、海外 1 回）実施しており、国内の地方公共団体、民間企業のみならず、海外（主に ASEAN）への普及効果として成果を挙げている。平成 27 年度は、平成 27 年 10 月に国内での第 5 回「環境未来都市」構想推進国際フォーラム、平成 28 年 2 月に国外でのフォーラム実施を予定しており、更なる普及活動を計画している。

今後は、フォーラムだけでなく、自治体、民間団体等で構成された「環境未来都市」構想推進協議会において、更なる「環境未来都市」構想の深化や国際展開等を図る。

【環境共生型都市開発の海外展開】（国土交通省）

本施策は、我が国がこれまで培ってきた幅広い環境分野の技術・ノウハウをパッケージとしてアジア等の海外に展開するとともに、高度な関連技術を有する日本企業のビジネス機会の拡大を図ることを目的として、新興国の都市開発ニーズ等の調査・分析や、日本の都市開発に関する情報の国際社会への発信・提案等を行うものである。具体的には、新興国の都市開発ニーズ等を総合的に調査・分析した上で環境共生型都市の基本構想を作成し、都市開発協力に関する二国間政策対話等に活用するとともに、海外セミナー開催等による情報発信を行い、構想・企画といった川上段階からの民間コンソーシアムによる事業拡大に向けたアプローチを支援する。

平成 25 年度は、ベトナムとエコシティ開発の実施促進に関する協力覚書を締結し、環境共生型都市開発に関する日本の経験・技術を紹介するセミナーをベトナムで開催した。平成 26 年度は、ベトナムにおけるエコシティ開発の具体化に向けた相手国政府との協議等を行うとともに、中国との間では、政府関係者、民間事業者約 100 名が参加し、「日中スマートシティ交流会議」を千葉県柏市で開催した。また、ミャンマー政府の要請を受け、ミャンマーの都市計画制度整備の支援を行った。

環境共生型都市開発の海外展開を官民連携で推進するため、平成 23 年に「海外エコシティプロジェクト推進協議会」が設立され、平成 26 年には一般社団法人となった。

今後も、関係政府機関や関係企業等との更なる連携強化を図りつつ、平成 26 年に設立された「株式会社海外交通・都市開発事業支援機構」も活

用し、新興国への環境共生型都市開発事業の海外展開を推進する。

【クリーンアジア・イニシアチブ（CAI）の推進】（環境省）

（P4の再掲のため、内容は省略）

<生物多様性の保全に関する取組>

【ITTO-CBD共同プロジェクト】（外務省）

本施策は、生物多様性保全の重要性が特に高い「熱帯林」の持続可能な経営を促進する国際熱帯木材機関（ITTO）加盟国（生産国33か国）に対し、生物多様性条約（CBD）の森林の生物多様性作業計画を実施するための能力構築及び技術支援を行うため、ITTOに拠出するものである。本施策では、平成32年（2020年）までの生物多様性に関する国際目標として、「生物多様性条約第10回締約国会議」（COP10）で採択された「愛知目標」の目標達成に資する事業を優先し、以下の内容に貢献することとしている。

- 熱帯生産林における生物多様性保全を推進する。（愛知目標7：林業が持続可能に管理される。）
- 森林保護地域の画定、管理を支援する。（同目標11：保護地域を通じて生物多様性が保全される。）
- コミュニティの生計向上及び森林減少・劣化回避の活動への参加を推進する。（同目標14：自然の恵みが提供され、回復・保全される。）
- 生物多様性の保全と自然資源の持続可能な利用を通じた地域社会改善を支援する。（同目標15：劣化した生態系の少なくとも15%の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する。）

平成25年度は、ITTOが実施するペルー北西部の生物圏保護区におけるマングローブ生態系保全の強化、地域社会を基にしたフィジーのレワ・デルタ及びビティ・レブにおける脆弱な森林の復旧及び持続可能な経営、インドネシアのスマトラにおける選抜有用在来種の保全の促進に拠出した。

今後は、熱帯生産林における生物多様性の保全のためのガイドライン、木材生産国における森林の生物多様性に関するプログラムの実施に貢献するため、引き続き、本施策を実施する。

【SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ実施事業】（環境省）

本施策は、人間活動の影響を受けて、維持・形成されている二次的自然資源の持続可能な利用と管理についての検討と実践を行うために設立された「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ」（IPSI）の運営等に必要な費用をIPSI事務局である国連大学に拠出し、SATOYAMAイニシアティブ*を推進することを目的とするものである。

平成 25 年度は、9 月に福井県福井市において、I P S I 総会、I P S I 戦略の実施をテーマとした公開フォーラム、サイドイベントを開催し、各国の参加者と共に議論と情報共有を行った。平成 26 年度は、I P S I 戦略に基づき策定した行動計画を踏まえ、今後の取組の優先順位、実行体制等を明確にした。また、10 月の韓国ピョンチャンにおける「生物多様性条約第 12 回締約国会議」(C O P 12) にて、I P S I 総会、愛知目標達成への貢献等をテーマとした公開フォーラム、サイドイベントを開催し、愛知目標の達成に貢献する I P S I の取組について紹介するとともに、各国の参加者と共に今後の展望について議論と情報共有を行った。

平成 27 年度は、I P S I メンバーの優良事例となり得るプロジェクトの資金援助を行う「S A T O Y A M A 保全支援メカニズム」を運営・実施する。また、アフリカ地域における二次的自然資源の持続可能な利用と管理についての知識を集約し、S A T O Y A M A イニシアティブの意義を明らかにする目的でアフリカ地域でのワークショップ及び I P S I の行動計画の中間レビュープロセス等を検討する運営委員会を開催する予定である。

今後は、愛知目標の達成に向けて、協働活動の促進、行動計画策定メンバーの拡大等により、S A T O Y A M A イニシアティブの活動を更に充実させる。

※ 自然共生社会の実現に向けて、人々が古くから持続的に利用や管理してきた農地や二次林など、人間活動の影響を受けて形成・維持されている二次的自然環境の持続的な利用・管理の推進のための取組。

重点検討項目②：国際的な枠組みづくりにおける主導的役割

環境に関する国際交渉において、各国の利害関係が複雑化している中で、我が国が国益を確保しつつ、公平で実効的な地球環境対策につながる国際的枠組みの形成に向けて積極的な貢献が必要であるとの観点から、以下の a)、b) の項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) 環境保全の国際的な枠組みづくりへの関与(特に地球温暖化対策及び水銀に関する水俣条約)
- b) 国連における持続可能な開発目標 (SDGs) 及びそのSDGsを統合した2015年より先の国際開発目標(ポストMDGs)の策定に向けた国際議論への関与並びに愛知目標の達成に向けた国際貢献

(1) 環境基本計画における施策の基本的方向

環境に関する国際交渉においては、各国の利害関係が複雑化している中で、我が国の国益を確保しつつ、公平で実効的な地球環境対策につながる国際的枠組みの形成に向けて積極的に貢献するとともに、特に途上国における取組の実施を支援する。

(2) 現状と取組状況

環境問題に関する国際交渉においては、我が国の国益と国際貢献の両方の観点から戦略的に取り組み、各国との対話、国際的な議論に引き続き積極的に参加していくことが必要である。

このような観点の下に、以下のような取組を行っており、これらに関連する現状は以下のとおりである。

- a) 環境保全の国際的な枠組みづくりへの関与(特に地球温暖化対策及び水銀に関する水俣条約)

現状

途上国への優れた低炭素技術の普及等を通じ、地球規模で温室効果ガス排出量を削減するとともに、クレジットを獲得し日本の削減目標の達成に活用する「二国間オフセット・クレジット制度」(JCM)を推進しており、平成26年度末時点で12か国との間でJCMを実施している。また、低炭素技術を活用したJCMプロジェクトは、日本・インドネシア間でプロジェクトの登録段階に至っており、平成26年10月31日に第1号、平成27年3月29日に第2号、第3号が登録され、平成26年度末時点で計3件登録されている(図表7)。

図表 7. JCM署名国別の進捗状況（平成 26 年度末時点）

| 署名国 | 署名時期 | 合同委員会の開催数 | プロジェクトの登録数 | 方法論の採択数及び手続中の件数 | 補助事業・実証事業の件数 (H25,26) |
|---------|----------|-----------|------------|-----------------|-----------------------|
| モンゴル | 2013年1月 | 2回 | | 2件 | 2件 |
| バングラデシュ | 2013年3月 | 2回 | | | 1件 |
| エチオピア | 2013年5月 | 1回 | | | |
| ケニア | 2013年6月 | 1回 | | | 1件 |
| モルディブ | 2013年6月 | 2回 | | 1件 | 1件 |
| ベトナム | 2013年7月 | 3回 | | 3件 | 5件 |
| ラオス | 2013年8月 | 1回 | | | |
| インドネシア | 2013年8月 | 3回 | 3件 | 4件(他3件手続中) | 14件 |
| コスタリカ | 2013年12月 | 未開催 | | | |
| パラオ | 2014年1月 | 2回 | | 1件 | 3件 |
| カンボジア | 2014年4月 | 1回 | | | |
| メキシコ | 2014年7月 | 1回 | | | |
| 合計 | 12か国 | 19回 | 3件 | 11件(他3件手続中) | 27件 |

出典) JCMウェブサイト「<https://www.jcm.go.jp/>」から作成

取組状況

【気候変動問題の解決に向けた国際交渉への積極的な参画及び取組の実施】 （財務省、外務省、経済産業省、国土交通省、環境省）

本施策は、我が国が、平成 27 年（2015 年）末の「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議」（C O P 21）における、新たな枠組の合意に向けた積極的な参画及び数々の気候変動に関する取組の実施により、主導的な役割を担うためのものである。また、国際民間航空機関（I C A O）、国際海事機関（I M O）において、航空及び海運の国際交通分野からの温室効果ガス削減に関する議論に参加するものである。

平成 27 年 5 月、我が国において、開発途上国の温室効果ガス削減と気候変動の影響への適応を支援する「緑の気候基金」（G C F）への拠出のための法律案が成立し、拠出取決めに署名したことにより、G C F は必要な拠出総額に達し稼働した。このような途上国の取組への支援を通じ、全ての国が参加する公平で実効性のある新たな国際枠組みの構築に向けたモメンタムの向上に貢献した。また、気候変動に関する将来の行動について、率直な意見を交換する機会を提供することを目的とした「気候変動に対する更なる行動」に関する非公式対話、東アジア低炭素成長パートナーシップ対話、島嶼国^{とうしょこく}との気候変動政策対話等の国際交渉を補完する様々な具体的取組を積極的に実施した。特に、毎年行っている「気候変動に対す

る更なる行動」に関する非公式対話は、「国連気候変動枠組条約第 20 回締約国会議」(C O P 20) 後初めてのハイレベルの交渉官が集まる会合であり、日本の気候変動交渉に対する積極姿勢を示す大きな機会となった。また、I C A O 総会を始めとする各種会議体、I M O 海洋環境保護委員会等において国際交通分野からの温室効果ガス削減に関する議論に参画した。なお、我が国の温室効果ガス排出削減目標の約束草案については、平成 27 年 6 月 2 日の地球温暖化対策推進本部において、政府原案を取りまとめたところである。今後は、パブリック・コメントを行い、国民の皆様から頂いた御意見を踏まえて、地球温暖化対策推進本部において約束草案を決定し、国連に提出する予定である。

今後は、C O P 21 で、全ての国が参加する公平で実効性のある新たな国際枠組みに合意することを目指し、枠組構築に向けた交渉や取組に、引き続き積極的に貢献していく。また、I C A O、I M O における、国際交通分野(航空及び海運)からの温室効果ガス削減に関する議論にも引き続き、貢献していく。

【二国間オフセット・クレジット制度の構築】(外務省、経済産業省、環境省)

本施策は、途上国への優れた低炭素技術等の普及を通じ、地球規模での温暖化対策に貢献するとともに、日本からの温室効果ガス排出削減等への貢献を適切に評価し、我が国の削減目標の達成に活用する「二国間オフセット・クレジット制度」(J C M) を推進するものである。

平成 25 年度は、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオの 8 か国との間で二国間文書に署名した。平成 26 年度は、カンボジア、メキシコとの間で二国間文書に署名し、J C M 署名国は 12 か国となった。また、経済産業省及び環境省では、潜在的な J C M プロジェクトの発掘や実証等を行うため、308 件の実現可能性調査等や 6 件の実証事業を行った。さらに、環境省では、J C M でのクレジットの獲得を目指すプロジェクトに対して設備補助等の支援を行う「J C M プロジェクト設備補助事業」や、アジア開発銀行(A D B) の信託基金への拠出を通じたプロジェクト支援を実施しており、合計 23 件のプロジェクトを支援した。加えて、上記署名国を含む 17 か国におけるプロジェクト案件の発掘調査、測定・報告・検証(M R V) 体制構築支援、人材育成支援やクレジットの発行を見据え登録簿の開発・構築も実施した。

今後は、攻めの地球温暖化外交戦略「Actions for Cool Earth: A C E (エース)」(平成 25 年 11 月発表。以下「A C E」という。)に基づき、平成 28 年(2016 年)までに署名国を 16 か国に増やすことを目指し、関係国との協議を加速するとともに、引き続き、プロジェクト形成を積極的に支援する。

【水銀に関する水俣条約に関する取組】（外務省、経済産業省、環境省）

[水銀に関する水俣条約制定のための条約交渉]（外務省）

本施策は、水俣病の経験を有する我が国として、水銀による健康被害や環境汚染が二度と繰り返されてはならないとの強い決意のもと、また我が国としてその優れた水銀代替・削減技術を活かし、世界の水銀対策に主導的に取り組む観点から、水銀から人の健康と環境を保護するための国際的枠組みである「水銀に関する水俣条約」（以下「水俣条約」という。）の制定交渉（制定後の条約に係る交渉含む。）に取り組むものである。

水俣条約は、5回の政府間交渉委員会会合を経て、平成25年10月、熊本県熊本市及び水俣市で開催された「水銀に関する水俣条約外交会議」において採択された。また、平成26年11月には、タイのバンコクで第6回政府間交渉委員会が開催され、水俣条約の実施のために必要な事項について引き続き議論を行った。平成27年3月現在、水俣条約への署名は128か国・地域、締結は10か国である。

今後は、水俣条約の採択を受けた、水銀のライフサイクル全体に渡る包括的規制に対する国際的機運を引き続き維持し、「水俣条約締約国会議第1回会合」（COP1）に向け、関係国間での議論を加速化していく。
[水銀に関する水俣条約の締結に向けた国内法整備]（経済産業省、環境省）

平成27年3月10日に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律案」及び「大気汚染防止法の一部を改正する法律案」が閣議決定・国会提出され、6月12日に成立した。

今後は、同法律の施行に備え、法の執行状況を監督するために必要となる調査等を実施するとともに、関係省庁と連携し、国内実施計画の策定を推進する。

[水銀に関する水俣条約の早期発効及び各国における効果的な実施の推進]（環境省）

本施策は、外交会議議長国である我が国として、水俣条約の早期発効及び各国における効果的な実施の推進に向けて主導的な役割を果たすことを目的とするものである。具体的には、途上国の条約締結に向けた人材育成支援や水俣病の経験を踏まえた我が国の優れた技術・ノウハウの国際展開を通じて途上国の水銀対策の推進を支援する。なお、水俣条約は、50か国の条約締結の後90日目に条約が発効するとされており、外交会議においてUNEPは、今後2～3年内の条約発効を目指す旨発言している。

平成26年度は、途上国への我が国の水銀対策技術の国際展開を図るため、国内の水銀対策技術に関する調査を行うとともに、水銀対策に関する支援ニーズを把握するため、途上国の現状把握の調査を実施した。途上国への調査については、15か国を対象に水銀の利用状況等に関する概

況調査を行うとともに、特に、インドネシア、フィリピン、ベトナムを対象として、現地詳細調査及びその結果報告等のためのワークショップを開催した。

今後は、調査により得られた技術シーズ及び支援ニーズに基づき、国立水俣病総合研究センターや国立環境研究所等の知見も生かしつつ、我が国の水銀対策技術の展開を図るとともに、支援対象国の拡大を図る。

b) 国連における持続可能な開発目標（SDGs）及びそのSDGsを統合した2015年より先の国際開発目標（ポストMDGs）の策定に向けた国際議論への関与並びに愛知目標の達成に向けた国際貢献

現状

ポスト2015開発アジェンダの策定に向けた取組については、平成24年6月に開催された「国連持続可能な開発会議」（リオ+20）において、持続可能な開発目標（SDGs）に関する政府間交渉プロセスの立ち上げが合意されたことを受けて設置されたオープン・ワーキンググループ（OWG）での議論を、平成26年7月に「SDGs－OWG報告書」として取りまとめ、同年9月の国連総会に提出した。同報告書が基礎となり、平成27年1月から2015開発アジェンダの策定に向けた政府間交渉が開始され、我が国代表団も積極的に議論に参加しているところである。

生物多様性の保全について、我が国は、「生物多様性条約第10回締約国会議」（COP10）の議長国として、「愛知目標」達成に向けた議論を先導するとともに、途上国の取組を支援するため、生物多様性条約事務局への拠出等を行うほか、条約事務局主催の会議を支援するなど、「愛知目標」の達成に向けて主導的役割を果たしている。

取組状況

【平成27年（2015年）より先の国際開発目標（ポスト2015年開発アジェンダ）の策定に向けた国際議論への関与】（外務省、国土交通省、環境省）
[持続可能な開発目標（SDGs）に関するオープン・ワーキンググループ（OWG）への参加]（外務省、環境省）

本施策は、平成24年6月に開催された「国連持続可能な開発会議」（リオ+20）において、SDGsに関する政府間交渉プロセスの立ち上げが合意されたことを受けて、平成25年1月に設置されたオープン・ワーキンググループ（OWG）の各会合に我が国が出席し、議論に積極的に貢献するものである。

平成26年7月に「SDGs－OWG報告書」が取りまとめられ、同年9月の国連総会に提出された。同報告書には、我が国が重視してきた、人

間の安全保障の理念に基づき、ジェンダー平等、防災、保健等が盛り込まれるなど、我が国として議論に大きく貢献できた。また、同報告書には、大気、水質および土壌汚染対策、生態系の保護等の環境保全に関する目標に加え、持続可能な消費、生産及びエネルギーへのアクセス等についての目標も含まれており、地球にも最大限配慮した目標が盛り込まれた。SDGs-OWGの議論は、平成26年7月に報告書が提出され、その議論を終了し、同報告書が基礎になり、平成27年1月から「ポスト2015年開発アジェンダ」に係る政府間交渉が開始された。

今後は、同アジェンダが、我が国が主張する人間の安全保障の理念に基づき、ジェンダー平等、防災、保健等の課題に対処し得る枠組となることはもちろん、環境保全への対応に加え、持続可能な消費、生産及びエネルギーへのアクセスに関する目標についても議論が行われているところ、地球にも最大限配慮したものとなるよう、引き続き交渉に当たっていく。

[ポスト2015年開発アジェンダの策定に向けた政府間交渉への参加]（外務省、国土交通省、環境省）

本施策は、国際的な議論が進展している、「ミレニアム開発目標」(MDGs)の達成期限である平成27年(2015年)より先の国際開発目標の在り方について、我が国として、人間の安全保障の理念に基づき、ジェンダー平等、保健、防災等の課題に対処し得る枠組みが策定されるよう議論に積極的に貢献するものである。また、同アジェンダには、大気、水質および土壌汚染対策、生態系の保護等の環境保全に関する目標に加え、持続可能な消費、生産及びエネルギーへのアクセスについての目標も含まれており、地球にも最大限配慮したアジェンダの策定に向け、議論に参加するものである。

平成27年1月から国連でポスト2015年開発アジェンダ策定に向けた政府間交渉が開始され、同年9月の国連サミットで同アジェンダが採択されることになっている。同年1月から7月まで、同アジェンダ策定のため、政府間交渉が実施されており、我が国代表団も積極的に議論に参加している。

今後は、人間の安全保障の理念に基づいた開発目標となるよう交渉に当たる。なお、環境保全への対応に加え、持続可能な消費、生産及びエネルギーへのアクセス等の目標についても議論が行われているので、地球にも最大限配慮した開発目標となるよう交渉に当たる。

【持続可能な開発のための教育協力等】(文部科学省)

本施策は、ユネスコへの信託基金の拠出を通じて、世界平和の確立と人類の福祉への貢献というユネスコの理念に貢献することで、我が国が国際社会において主導的役割を果たすことを目指すものである。

平成25年度は、「持続可能な開発のための教育交流・協力信託基金」に拠出し、「国連持続可能な開発のための教育の10年(DESD、2005年-2014

年)」の後半5年の戦略の中で、主要な問題として位置付けられている気候変動、防災及び生物多様性に焦点を当てた事業を実施した。平成26年度は、「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」開催のための事業として、準備会合等の運営、広報活動等を実施した。

今後は、DESDの後継プログラムとして、第37回ユネスコ総会（平成25年11月）で採択され、第69回国連総会（平成26年12月）にて承認された「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム」（GAP）の具体的な実施に向けて、ユネスコの「GAP信託基金」に拠出し、ESDを実践する教育者の育成を目指す「教育者」、ESDへの若者の参加の支援を目指す「ユース」等GAPに明記されている優先行動分野に重点的に取り組む事業を実施する。

【生物多様性日本基金による愛知目標実施支援】（環境省）

本施策は、「生物多様性条約第10回締約国会議」（COP10）の議長国である我が国として、「愛知目標」について、途上国を対象に達成に必要な能力の養成を目的として、「生物多様性日本基金」を条約事務局に設置・資金拠出し（平成22・23年度に計50億円を拠出）、「愛知目標」の達成を支援するものである。

生物多様性国家戦略の改定支援等の途上国の能力養成に資する事業が条約事務局により実施されており、日本基金を核とした他国等からの協調支援が行われている。日本基金により実施された条約事務局主催のキャパシティービルディング（途上国の能力構築）等の会議開催累積数は、平成25年度に104回、平成26年度に167回であり、条約関連会合等で多くの国から謝意が述べられたほか、COP12の決定の中でもその重要性が強調された。

今後は、「愛知目標」について、目標期間である平成32年（2020年）までに達成できるよう、環境省から途上国への効果的な支援が実施されるように助言等を行う。また、条約事務局主催のキャパシティービルディング等について、平成27年度は、47の会議を実施する。